

(17) 和田山ジュピターホール

改正前								改正後								
和田山ジュピターホール								和田山ジュピターホール								
施設 の 名 称	使用時間及び基本使用料							使用時間 を延長した 場合の 1時間 当たりの 使用料	施設名 称等	午前 (9時 ～12 時)	午後 (13時 ～17 時)	夜間 (18時 ～22 時)	午前・ 午後 (9時 ～17 時)	午後・ 夜間 (13時 ～22 時)	1日 (9時 ～22 時)	延長利用 をした場 合の1時 間当たり の使用料
	午前9 時～正 午	午後1 時～午 後5時	午後6 時～午 後10時	午前9 時～午 後5時	午後1 時～午 後10時	午前9 時～午 後10時	全日			ホール	22,500円 27,000円	30,000円 36,000円	30,000円 36,000円	52,500円 63,000円	60,000円 72,000円	
ホール	15,000円 18,000円	20,000円 24,000円	20,000円 24,000円	35,000円 42,000円	40,000円 48,000円	55,000円 66,000円	5,000円 6,000円	リハ ーサ ル室 (小 ホ ール)	4,500円	6,000円	6,000円	10,500円	12,000円	16,500円	1,500円	
リハ ーサ ル室 (小 ホ ール)	3,000円	4,000円	4,000円	7,000円	8,000円	11,000円	1,000円	楽屋 I・II	650円	900円	900円	1,550円	1,800円	2,450円	200円	
楽屋 I・II	450円	600円	600円	1,050円	1,200円	1,650円	150円	楽屋 III	900円	1,200円	1,200円	2,100円	2,400円	3,300円	300円	
楽屋 III	600円	800円	800円	1,400円	1,600円	2,200円	200円	会議 室	1,350円	1,800円	1,800円	3,150円	3,600円	4,950円	450円	
会議 室	900円	1,200円	1,200円	2,100円	2,400円	3,300円	300円	研修 室	1,800円	2,400円	2,400円	4,200円	4,800円	6,600円	600円	
研修 室	1,200円	1,600円	1,600円	2,800円	3,200円	4,400円	400円	和室	1,350円	1,800円	1,800円	3,150円	3,600円	4,950円	450円	
和室	900円	1,200円	1,200円	2,100円	2,400円	3,300円	300円	ホワ イエ	4,500円	6,000円	6,000円	10,500円	12,000円	16,500円	1,500円	
ホワ イエ	3,000円	4,000円	4,000円	7,000円	8,000円	11,000円	1,000円									
付記								備考								
1 曜日等による使用料								1 曜日等による使用料								
使用料の上段の額は、月曜日から金曜日までの使用料とし、下段の額は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の使用料とする。								使用料の上段の額は、月曜日から金曜日までの使用料とし、下段の額は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の使用料とする。								
2 使用料の加算								2 使用料の加算								
(1) ホール及びリハーサル室の利用者が、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又は営利、営業、宣伝等の目的を有する場合の使用料は、基本使用料に次の区分に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、市長の認める社会福祉の増進に資することを目的とした団体及び組織的な教育活動を行う団体等が使用する場合は、この限りでない。								(1) ホール及びリハーサル室の利用者が、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又は営利、営業、宣伝等の目的を有する場合の使用料は、使用料に次の区分に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、市長の認める社会福祉の増進に資することを目的とした団体及び組織的な教育活動を行う団体等が利用する場合は、この限りでない。								
入場料等				加算率				入場料等				加算率				
入場料の額(入場料等の金額が2種類以上あるときは、その最高額を入場料の額とする。以下同じ。)が1,500円未満の場合				20%				入場料の額(入場料等の金額が2種類以上あるときは、その最高額を入場料の額とする。以下同じ。)が1,500円未満の場合				20%				
入場料の額が、1,500円以上の場合				50%				入場料の額が、1,500円以上の場合				50%				
入場料の有無にかかわらず、営利、営業、宣伝等の目的を有する場合				100%				入場料の有無にかかわらず、営利、営業、宣伝等の目的を有する場合				100%				
(2) 会議室、研修室、和室又はホワイエの利用者が、入場料を徴収する場合は、基本使用料に								(2) 会議室、研修室、和室又はホワイエの利用者が、入場料を徴収する場合は、使用料に50%を乗じて得た額を加算した額とするが、営利、営業、宣伝等の目的を有する場合は、使用料に100%を乗じて得た額を加算した額とする。								
(3) 冷暖房設備を使用するときは、使用料に								(3) 冷暖房設備を使用するときは、使用料に30%								

<p>50%を乗じて得た額を加算した額とするが、営利、営業、宣伝等の目的を有する場合は、<u>基本使用料</u>に100%を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>(3) 冷暖房を使用するときは、<u>基本使用料</u>に30%を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>3 使用料の減額</p> <p>ホール、リハーサル室及びホワイエを準備、練習又は楽屋等に使用する場合は、<u>基本使用料</u>に50%を乗じて得た額とする。ただし、営利、営業、宣伝等の目的を有する場合の準備又は練習に使用する場合を除く。</p> <p>4 <u>延長使用</u>の定義及び使用料</p> <p>(1) <u>延長使用</u>とは、午前及び午後の前後1時間の範囲並びに夜間の前1時間の範囲及び夜間の午後10時以後に延長して使用することをいう。</p> <p>(2) <u>延長使用</u>時の使用料は、表中「使用時間を延長した場合の1時間当たりの使用料」に掲げるとおりとする。ただし、延長した時間が30分以上60分未満の場合は1時間の延長使用とみなし、延長した時間が30分未満の場合はそれを切り捨て<u>延長使用</u>とはみなさない。</p>	<p>を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>3 使用料の減額</p> <p>ホール、リハーサル室及びホワイエを準備、練習又は楽屋等に利用する場合は、<u>使用料</u>に50%を乗じて得た額とする。ただし、営利、営業、宣伝等の目的を有する場合の準備又は練習に利用する場合を除く。</p> <p>4 <u>延長利用</u>の定義及び使用料</p> <p>(1) 「<u>延長利用</u>」とは、午前及び午後の前後1時間の範囲並びに夜間の前1時間の範囲及び夜間の午後10時以後に延長して利用することをいう。</p> <p>(2) <u>延長利用</u>時の使用料は、表中「利用時間を延長した場合の1時間当たりの使用料」に掲げるとおりとする。ただし、延長した時間が30分以上60分未満の場合は1時間の延長利用とみなし、延長した時間が30分未満の場合はそれを切り捨て、<u>延長利用</u>とはみなさない。</p>
---	---

お問い合わせ先：芸術文化課 079-672-6114